

京都市上下水道局告示第42号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成27年10月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市伏見区醍醐下山口町19番地の13

ファウンダーズ

岸田 博

(2) 指定期間

平成27年10月16日から平成28年3月31日

2 廃止届出業者名

(1) 京都市伏見区醍醐下山口町19番地の13

ファウンダーズ有限公司

代表取締役 岸田 博

(2) 廃止届出年月日

平成27年9月15日

(上下水道局下水道部管理課)